

出展資料翻刻

一、高楠順次郎書簡（狩野文書第十六函夕 18-E1 明治三十二年六月五日）

〔封筒〕

本郷第一高等学校 狩野亨吉様
芝西久保城山町四 高楠順次郎

〔本文〕

拝啓未得御面晤候へ共益御清栄奉賀上候

陳松本源太郎御校在勤中一寸貴下へ預メ依頼致呉候様申置候へ共果シテ相伝呉候ひしか否
か存知不申今般其事稍必用ニ迫り候に付直接御面談申上度

其〓ハ支那留學生高等学校へ入学之件ニ有之候

至急〓〓御話し申上度候間乍憚御校又ハ御宅ニ於て御都合之時間御一報被成下度願上候
取急中用事而已 頓首不乙？

六月五日 高楠順次郎

狩野賢台侍史

二、章宗祥書簡（狩野文書第十七函チ 9-E10 明治三十七年二月十二日）

〔封筒〕

本郷森川町 第一高等学校御中
九段秋葉館 章宗祥

〔本文〕

謹啓昨晩承 諸先生招待暢聆

高教感謝無極今日本心趨

謝籍以乞暇以行期勿迫不及各

処走辞不周之处尚希諒之並

幸肅此敬上

狩野先生 堀 先生

今村先生 藤代先生

谷山先生 菊池先生

小島先生 堀井先生

山井先生 金井先生

五島先生

後学 章宗祥頓首

二月十二日

三、服部宇之吉書簡(一)(狩野文書留学生関係 01.006 明治三十七年一月七日)

〔封筒〕(鉛筆)

一月十日 第一高等学校長宛

付 京師大学堂留学生規程

〔本文〕

拝啓然者今回当大学より派遣の留学生三十一名〔内一名ハ／已ニ日本／ニ在リ〕の監督を文部大臣より高台に命ぜられしことと存候此等学生ハ概一年間小生等の教育せし者〔陳治安、王曾憲二名ハ／小生等関係無き者に候〕又此度派遣ニ付てハ大体の心得方等ハ懇ニ申含め置候も何分初めて外国に出づる支那人のことゆえ何かに付け御手数をかくること多からむと存じ候間何分宜しく願上候

各人の修むべき専門学科ハ将来分科大学設立の時の必要と本人の希望とを参酌して定め候が種々之都合より人数予定よりも多く相成候ゆえ同一の学科に二三の学生を配当せるも有之又別に十名の学生を英仏等に派遣候ゆえ某学科ハ此等の者に配当したるを以て日本留学生中にハ之を欠くも有之〔例せば工科大学中応用化学電気／工学の二科のみありて土木、機械等を／欠けるハ英仏留学生中に之／を配当せるが如し〕専門学科の変更ハ管学大臣の許可を得るにあらざれば之を許さざることに定め申候

又今回当大学留学生章程規定いたし候ニ付御参考として一部差出申候此章程ハ張之洞と内田公使との間に交渉あり日本政府の承諾を得て定めたる留学生章程とハ自ら別物なること勿論に有之候此大学留学生章程ハ小生の起稿せるものゆえ若し右に関し御問の点も有之候はゞ小生迄御申越被下度候

同章程中第五条に管学大臣より学生の入学すべき学校を指定することニ相成居候処今回ハ大臣より将来専門学科を修むる時に至り入るべき分科大学を指定したるのみにて高等学校の方ハ指定無之候が右ハ本年夏期に高等学校に進入すべき場合に至り預め貴台と文部大臣との御相談により東京に何名其他の高等学校に何名と分配方法御定めに相成り当方に御申越被下候はゞ管学大臣ハ即其二より指定いたすべく候間此点預め御承知願上置候

又本年夏期に至る間の教育方法ハ貴台にて文部大臣と御相談の上御定めに相成りたる者を外務省を経て当方に御申越被下候様致度此も管学大臣と内田公使との間に話し合ひ済みに相成居候ものに御座候〔此事ハ内田公使より／外務大臣に申送り／あることと／存候〕

又学生にハ万々心得違ひ無きやう申含め置候も従来の支那留学生ハ往々監督者の真意と親切とを解せずして詰らぬ事ニ不平を鳴らすこと有之候間貴台御監督の方法ハ成るべく詳細管学大臣に知らせ置候こと必要に有之候間外務省を経て公然御通知相成候ものゝ外猶必要なる事柄ハ小生等まで御申聞け被下度願上候

又前記三十一名中普通学、日本語、英語等の学力ハ一様ならず候間最初八ヶ月間の教育ハ自ら組を分けて多少変通の方を取ること必要と存候

本年春以来今日まで約八ヶ月間日本文〔日本／語に／あら／ず〕を毎日一時間ツ、必修課

として課したるゆえ普通の日本文ハ眼に見て意を解することを得るやうに相成居候

御参考までに入學以來今日までの毎月月次試験及学期試験の成績表添付致置候但別紙姓名
学科表中姓名の上に○印を附したるハ仕学館学生にて此ハ入學後算術の外にハ何等普通学
科をも修めず専ら法律政治等の学科のみ修めたる者に候

別紙表中各人の姓名上にその修めたる外国語を記入致置候

但日本の書を読むことハ皆一応出来申候間此ハ別に記入いたさず候即別紙に日本語と記
したるハ日本文とハ自ら別物に候

其他の事ハ前回山川総長に送りたる書により御承知被下候ことと存候又委曲の点ハ章宗祥
氏より御聞取被下度候

原来小生等身送り行く積りの処学校授業上等の都合にて止むを得ず章氏をして送らしむる
ことニ相成たる次第に候

先ハ右のみ勿々

一月七日

服部宇之吉

狩野亨吉殿

四、京師大学堂官派外洋留学生章程（三に同封）

※活字のため翻刻不要。左記は日本語試訳。

京師大学堂派外洋留学生章程

第一条 京師大学堂は、将来本学堂で各種の学問を教授する人材を育成するために、本学堂
卒業生の中から若干名を選んで海外に派遣する。ただし、いまだ卒業見込みのない
学生であつても、やむを得ないので暫定の特例により、理由によつては在学生から
も派遣者を選ばず。

第二条 留学生の選考対象は、平素から忠君愛国の誠を尽くし、學術優等、品行方正、身体
強健である者に限る。

第三条 京師大学堂が海外留学生を選定する際は、教習全員によつて考査する。教習総弁提
調の意見により議決したあと、管学大臣が決定する。

第四条 留学生が海外で修めるべき学科、入るべき学校、修業方法、留學年限は、すべて管
学大臣が命じる。

第五条 留学生は、管学大臣の許しを得ずに、管学大臣所定の学校・学科を変更することは
できない。留學年限の伸縮に至るまで、すべて管学大臣の命令に従ふこと。

第六条 留学生は毎年六月・十二月に必ず、半年間に学んだ学業などについて、管学大臣へ
詳しく報告すること。

報告書の記載事項は、履修した学科課程、教官の姓名（○○学科・○○教官、とす
べて分類して記載すること）、各学科の修業日数（学堂章程の規定による日数）、疾

病またはやむを得ず欠席した日数、旅行の日数、旅行の目的、旅行の路程、学校で使用した教科書、学校の試験成績・賞罰など、逐一詳細に事実に基づいて記載すること。

また、当該学生の留学地到着日および入学日については、速やかに管学大臣へ報告すること。

第七条 留学生が留学先の国に到着した際は、速やかに同国駐在公使・大臣に謁見すること。公使・大臣の命令は、管学大臣の命令と同様に遵守すること。

第八条 留学生の修業状況は、管学大臣が随時照会することができる。海外学校長・学校管理者は、当該留学生の就学状況につき、事実に基づいて報告されたい。

第九条 留学生は国家有用の人材となるべきことを自ら期すること。もちろん、いかなるときも「国家」の二字を忘れてはならない。

第十条 留学年限を終えて帰国した後は、その留学年限に応じて、管学大臣の命令により応分の義務を果たすこと。

第十一条 学資の支給は、留学地到着の二日目から起算し、一ヶ月ごとに一定の学費を支給する。出国時および卒業帰国時の旅費は管学大臣から支給する。

第十二条 留学生は、学校または修業先の定める休暇以外の時期に、父母の喪またはこれに準ずる一時帰国すべき事由、あるいは疾病などのやむを得ない事由によって一時帰国する際は、管学大臣に報告して命令に従うこと。緊急で管学大臣の命令を待つことができない場合は、留学先の駐在公使または欽差大臣の命令に従うこと。

第十三条 留学生の出国・帰国時には速やかに管学大臣へ報告すること。

第十四条 留学生が理由なく退学した場合、管学大臣を通じて、すでに支給した旅費および学費などを没収する。

第十五条 留学生が本章程の定める各条を遵守せず、または学生の本分を守らず、学業を荒ませ、品行を修めず、あるいは国家に有害な言行をするなどの場合は、管学大臣による精査の後、事実と認定されれば即座に帰国を命じ、すでに支給した旅費および学費などを没収する。

以上の二条における、学費および旅費没収の方法は、管学大臣が定める。

五、服部宇之吉書簡(一)(狩野文書第二十函〈39-F15 明治二十七年九月二十七日)

[封筒]

日本東京市第一高等学校 狩野亨吉様 親展

清国北京大学堂 服部宇之吉

[本文]

拝啓今度帰省之際ハ色々御世話様相成り奉謝候

小生帰京前曾儀進帰省し居り学務大臣ニ面会学資の件ニ関し具陳し家族貧困の者にハ学資

中より補助し度旨申出でたるも大臣ハ留学生が官費にて家を養ふなどハ不届なりとて断然不承知なりし処曾ハ大ニ困り何分他人ニその辺の事話したる結果と見え当地の某新聞に大留学学生学資の事ニ関し誤りたる記事出で候より内田公使大ニ怒り外務部ニ嚴重に談判したり此に於て同部より学務大臣に照会あり大臣ハ驚て楊公使ニ電報にて

留学生学資の事ニ関し彼是申出づるハ甚だ事体を知らざるものなり今後右様の者あらば早速当地大学堂に送り帰し処分を受けしむべし若し全数不平ならば全員を送り帰へすも苦しからず

といふ意味の訓令を發し候然れば学資問題ハ此にて大体落付き申すべしと存候
私費生の事ハ只今相談中に候

又實際家の貧しき者の為めに何とか工夫するやう一応大臣に話置候が仍一兩日に再び相談すること二いたし度候色々御心配相かけ厚く御礼申上候

扱一事更ニ願度事有之其ハ当地宮庭にて大勢力ある某氏の甥（「今年中に」抹消）日本に留学し法科大学に入りたしとのことゆえ小生より今年中ニ日本に行き来年八月末迄日本語普通学を修め第一高等学校三ヶ年を了へ大学に入るやう勧め候就てハ本年末御地ニ参り候節来年八月迄の教育ハ何とか御工夫御引受被下間敷や実ハ本人ハ一介の書生なるも伯父ハ宮庭の勢力家ニ有之加之本人ハ従来英語を修め米国学の念を抱き正に先般聖ルイ博覧会出品委員長伎那ニ随ひ米国にも行きしに係はらず今度考ふるところありて日本に留学せんと改めたるものゆえ出来るだけ便利を与え候ことハ日本の為め他日利少からずとも存ぜられ候何とか御考の上八九月間の教育御引受け願候学資ハ一ヶ年金四百円位と申置候が右八九月間も其割にて差支無之候や

右貴答願入候其他ハ次便申上今ハ取急ぎ右用件のみ申上候勿々

九月二十七日

服部宇之吉

狩野学兄 座右

六、巖谷孫蔵書簡（狩野文書第八函イ 179-181 明治二十七年九月二十八日）

〔封筒〕

日本東京第一高等学校 狩野亨吉殿

清国北京 巖谷孫蔵

〔本文〕

拝啓秋冷之候益々御多祥奉大賀候小生貴地滞在中ハ種々御厚情ニ預り奉多謝候帰任出發前御暇乞之為拝趨可仕候処雜事ニ取紛遂ニ欠礼之俣打過候段平ニ御海免奉希候帰任途中海陸共ニ無事去ル十一日当地安着仕候間乍他事御放神可被成下候

扱テ帰省中一寸御相談申上候大学堂留學生中留学年限伸縮志願者（伸長志願者ハ黄、朱、曾之三名、短縮志願者ハ鐘、王ノ二名ニ御座候）取扱振ニ付張学務大臣ニ相談致候処本件之許

否 ハ全然貴下之御見込ニ一任致度トノ事ニ御座候間左様御承知被下度候自然御許可相成候節ハ予而申上候通り留学年限短縮志願者ノ方ハ其年限ヲ向後四ヶ年ト致シ本学年ヨリ京都大学ノ方へ送り内一ヶ年ヲ必要ナル予備科目之兼修ニ費シ残り三年ヲ専門学之研修ニ宛テサスルヨリ他ニ良法無之カト存候御高見如何ニ候や若シ御異見モ有之候ハ、京都大学之方ハ過日小生帰任之途次織田法科大学長ニ内談致置候次第モ有之候ニ付キ貴下ヨリ同大学総長へ向ケ可然御照会被成下候時ハ諸事好都合ニ相運ヒ可申ト奉存候猶ホ又留学年限伸長希望者之方ハ依然貴下御指揮之下ニ適宜研修ヲ御命シ被下候様管学大臣之希望ニ御座候以上之次第第二付本件之儀ハ一二貴下之御斟酌ヲ以て宜布御決定被成下度先ハ右要用ノミ得貴意候 勿々敬白

九月二十八日

北京造士館ニテ 巖谷孫藏

狩野老台 侍史

猶ホ又張管学大臣之談ニ本件許可之結果続々留学年限短縮志願者出デ候テハ由々敷大事故本件ノ許可ハ万一ノ特例タランコトヲ希望スルトノ事ニ御座候間此段御含被成下度候谷山先生其他ノ諸君へハ御無沙太ニ打過き候間御無礼之段乍憚貴下ヨリ宜布御断被成下度偏ニ奉希候

追伸本文以外留学生ニ関スル事宜ハ服部氏ヨリ御通信申上タル事ト存候間小生ヨリハ別ニ不申上候也

七、服部宇之吉書簡(二)(狩野文書第二十函ハ 39.214 明治三十七年一月十一日)

〔封筒〕

日本東京 第一高等学校長 狩野亨吉殿 親展

北京大学堂学生 施恩曦 袖呈

清国北京大学堂 服部宇之吉

〔本文〕

拝啓然者当大学師範館学生施恩曦と申す者私費を以て日本留学を企て今回官費留学生と一同渡航いたし候同人の志望ハ機械工学を修むるに有之英語も一寸出来學術も総べて優等の方に候が不幸留學生選抜試験の際落第いたしたるより私費留学を思ひ起し候〔試／験／落第の原因ハ主として本人漢学／漢文の素養稍少きによるものと存候〕

就てハ格別の御取扱を以て官費留學生と一同貴校寄宿舎に於て御教育被成下度此段特に御依頼申上候

支那公使の手を經て為すべき公けの手續ハ勿論之を踏ませ可申候何分にも宜しく願上候

匆々

一月十一日 服部宇之吉

狩野学兄